

令和5年度岡山県ふるさと納税返礼品送付等業務仕様書

1 業務の目的

ふるさと納税とは、個人の方が任意の地方自治体に寄附を行う制度である。

この制度により、岡山県（以下「県」という。）に対し寄附した者（他県在住者に限る。）に対し、お礼の品として県ならではの魅力ある返礼品を贈呈し、地場製品のPRや県の知名度を向上させることを目的として行うものである。

2 業務の概要

(1) 委託期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

(2) 業務内容

- ・ 県からの返礼品発送の指示に従い、原則として2週間以内に返礼品を発送すること。ただし、返礼品の収穫期間の事情等により発送時期に制約のあるものについては、その制約等を勘案して発送するものとする。
- ・ ふるさとチョイスや県が別途作成するカタログ等に掲載する返礼品の説明文や写真データを提供すること。
- ・ 返礼品についての問い合わせ、苦情等に対応すること。なお、苦情については別紙「苦情等処理報告書」によりその都度県に報告すること。

報告方法：メールによる。(アドレス：furusato@pref.okayama.lg.jp)

3 業務の条件

(1) 返礼品の手配・発送

- ・ 受託者は、県が指示したときは、原則として2週間以内に返礼品を発送すること。ただし、県又は受託者があらかじめ発送期間を指定した返礼品は、その期間に送付すること。
- ・ 県は、原則として週1回、送付先住所、宛名等必要事項を通知し、発送を指示する。ただし、その週の発送件数が100件を超えるときは、随時通知し、発送を指示することができる。また、発送期間に指定のある返礼品についても随時通知し、発送を指示することがある。
- ・ 返礼品を発送したときは、宛名及び送付日を記録し、契約の期間及び期間終了後1年間保存すること。
- ・ 受託者に代わって、返礼品の生産者等が返礼品を直接発送する場合は、あらかじめ県に届け出ること。
- ・ 返礼品を寄附者が受領しなかった場合、県の責めに帰すべき事由による場合を除き、受託者の費用において当該返礼品又はその代替品を再発送する等の措置をとること。
- ・ 寄附者から返礼品に関する苦情等があった場合には、受託者においてその対応にあたることとし、受託者の費用において代替品を再発送する等、真摯に対応すること。
- ・ 寄附者の個人情報の取扱には十分注意し、返礼品送付以外の目的には使用せず、個人情報情報を漏えいさせない体制を整備すること。受託者に代わって、直接返礼品の生産者等から返礼品を送付する場合においても、受託者が責任を持って返礼品発送以外の目的には使用させず、個人情報情報を漏えいさせない体制を整備させること。

(2) 返礼品の説明文・画像データの提供

- ・ 第三者の有する著作権等を侵害することのないよう留意すること。
- ・ 画像のデータサイズは、520px×323px とすること。
- ・ 画像データは複数用意すること。また、発送される返礼品の状態（発送用に箱詰めされた状態）が分かる画像もできる限り含めること。
- ・ 返礼品の説明文、画像データ等は、令和5年4月7日（金）を目途に納品すること。
- ・ 提供を受けた画像データは、ふるさと納税ポータルサイトのふるさとチョイスや県が別途作成するカタログ等に掲載する。
- ・ 返礼品を作る工程や返礼品に係る物語等がわかる動画データも寄附の募集に有用であることから、ふるさとチョイス等の掲載用に、できるだけ提供すること。

4 成果物の提出

返礼品を発送したときは、翌月15日までに、報告書を提出すること。報告書には、送付した返礼品の名称、送付個数、調達価格、送料等を記載すること。

5 その他の留意事項

- ・ 委託契約においては、それぞれの返礼品の単価、送料を定め、実際に送付した件数に応じ支払うものとする。なお、受託者は、実際に返礼品を送付した月の翌月に県に請求書を提出するものとする。
- ・ 業務内容の詳細は、県と受託者双方で協議の上、決定するものとする。
- ・ 受託者は、委託期間内においても、返礼品の発注状況を勘案し、新たな返礼品（企画提案時に設定した価格帯以外の返礼品を含む。）を積極的に提案すること。
- ・ 受託者は、採用となった返礼品を取扱う事業者のうち、食品衛生法に基づく営業許可（岡山市、倉敷市に所在の事業者に限る。）及び酒税法の規定による製造免許を受けた事業者について、その写しを取得し提出すること。
- ・ 本件業務の実施その他これに関連又は付随して知り得た情報を第三者に漏えいしてはならない。
- ・ 本件業務により作成された成果品に係る著作権、所有権は県に属するものとする。
- ・ 本件業務は、地場産品のPRや県の知名度向上させることを目的として実施するものであり、返礼品の品質や寄附者への対応等は県のイメージに直結することに留意し、県の信用を失墜させないよう取り組むこと。
- ・ 返礼品の調達においては、ふるさと納税に係る総務大臣が定める基準（平成31年総務省告示第179号）第3条及び第5条に適合するものであることを確認すること。

苦情等処理報告書

令和 年 月 日

令和5年度岡山県ふるさと納税に係る返礼品について、次のとおり苦情等がありましたので報告します。

- ・ 苦情等受付日時 令和 年 月 日 (時刻)

- ・ 相手方
氏名 _____
連絡先 _____

- ・ 対応者
部 署 _____
職 _____
氏 名 _____

○ 苦情等の内容

○ 対応状況